## 「ユーリカ民法」第5巻 目次

「ユーリカ民法」シリーズの刊行にあたって

はしがき

凡	例				
本書	の利用	の仕方			
序	<b>≱</b>	宏长	左注 绘钞	Ai ————————————————————————————————————	
才	IIII	3\ II	大亿形印		— 1
1	家族	法の意	義と構成		1
2	親族	・相続	法の沿革	と基本原則	4
•	·1 旧	民法	4		
•	2 明	治民法	5		
3	身分	権と身	分行為		6
4	会市:	奶牛の	加加工处		
4	<b>多</b> 事	初ずのク	処理于稅		6
	λ-λ- , <b>-</b>	-7 40	11		
	第 1 音	部 親	族		
笙	1 괕	丘 総	則		- 11
MA	1 4	<u>-</u> //100	r,		11
1	親族	の範囲			11
•	·1 意	義	11		
•	·2 種	類	12		
•	·3 親	系と親等	争 12		
2	親族	関係の	変動		13
,			13		
,		偶者			
	- //		14		
3	親族	関係の	効果		14

4	氏	と戸籍	15
١	<b>1</b>	氏 15	
)	<b>2</b>	名 16	
)	<b>3</b>	戸 籍 16	
<i>k</i> :	2	그는 사다 사다	
邪	Z	章 婚 姻 ———————	- 18
1	婚	- 姻の意義	18
2	婚	烟の成立	20
)	1		
,	<b>2</b>	VANCOUS CANADAS CANADA	
3	婚	姻の無効と取消し	27
)	<b>1</b>	婚姻の無効 27	
)	<b>2</b>	婚姻の取消し 29	
4	婚	姆の効果	31
)	<b>1</b>	当事者の地位に関する効果 (一般的効果) 32	
)	<b>2</b>	財産上の効果 36	
5	婚	烟外の関係	44
١	<b>1</b>	婚約の意義と成立要件 44	
)	<b>2</b>	婚約の効果 45	
)	<b>3</b>	結 納 45	
)	<b>4</b>	内縁・事実婚 46	
6	離	婚の意義	52
١	<b>1</b>	意 義 52	
)	<b>2</b>	離婚の形態 53	
7	離	婚の成立	54
١	<b>1</b>	離婚の種類 55	
١	<b>2</b>	協議離婚 55	
١	<b>3</b>	調停離婚·審判離婚 57	
١	<b>4</b>	裁判離婚 58	
)	<b>5</b>	有責配偶者からの離婚請求 62	
8	離	婚の効果	66

Ì	>1 >2 >3	2 4.4 4 b b b b b b b b b b b b b b b b b		
9	DA	V 防止法	76	
-	<b>▶</b> 1	家庭・親密圏の暴力・虐待等への法的整備 77	70	
	-	保護命令の種類 78		
		DV 防止法の課題 79		
,	3	DV 例正伝V/麻恩 /9		
笙	2	章 親 子 ————	— 8o	
714	J	19u J		
1	親	子関係の意義	80	
2	実	子	- 81	
)	<b>1</b>	実子の意義 81		
,	<b>2</b>	7 ·		
)	<b>3</b>	嫡出でない子 88		
3	養	子	90	
)	<b>1</b>	養子の意義 90		
)	<b>2</b>	普通養子制度 90		
)	<b>3</b>	特別養子 93		
žaž a	,	alla der lea		
第	4	章 親 権 ————	<b>—</b> 95	
1	轺	権の意義	26	
Ť.	17ti ▶]		90	
,	_	親権の当事者(子, 親権者) 97		
		共同親権 98		
		単独親権 99		
		権の内容	100	
	•-	7mm 子の身上に関するもの 103	103	
		財産に関するもの 109 財産に関するもの 109		
				目
		益相反行為		
J	<b>1</b>	利益相反行為の意義 111		次
				íχ

)	<b>2</b>	利益相反行為の判断基準 112	
)	▶3	利益相反行為の具体例 113	
4	親	権の消滅,喪失・制限	115
)	<b>1</b>	親権の消滅 115	
)	<b>2</b>	親権の喪失・停止 116	
)	<b>3</b>	親権・管理権の辞退 121	
第	5	章 後 見	- 122
1	後	見制度とは	123
2	後	見の開始	123
_			
3	後	見の機関	124
)	<b>1</b>	未成年後見人 125	
1	<b>2</b>	成年後見人 125	
)	▶3	後見人の辞任・解任・欠格 126	
)	<b>4</b>	後見監督人 127	
4	後	見の事務	127
)	<b>1</b>	就職の際の事務 128	
)	<b>2</b>	身上に関する事務 128	
)	<b>3</b>	財産に関する事務 129	
)	<b>4</b>	後見監督人の職務 130	
)	<b>5</b>	家庭裁判所による監督 130	
5	後	見の終了	131
			_
6	任	意後見制度とは	131
)	<b>1</b>	任意後見契約 132	
)	<b>2</b>	契約の効力発生 132	
)	<b>3</b>	任意後見の監督 132	
)	<b>4</b>	任意後見の終了 133	
)	<b>5</b>	法定後見との関係 134	

第	6 章 保佐および補助 ————	- 136
1	保佐制度とは	137
•	<b>保佐の機関</b> 1 保佐人 137 2 保佐監督人 137	137
3 ▶	保佐の事務       1 同意権・取消権       2 代理権       138	138
4	保佐の終了	140
5	補助制度とは	140
	補助の機関       1 補助人     141       2 補助監督人     141	140
7	補助の事務	141
8	補助の終了	142
9	成年後見の登記	142
第	7章 扶 養 ——————————————————————————————————	- 144
1	扶養とは――私的扶養と公的扶養 ―――	145
2	扶養の当事者	145
3	扶養義務の発生要件	146
•	<b>扶養の程度と方法</b> 1 扶養の程度 147 2 扶養の方法 148	147
5	過去の扶養料	149

目

次 xí

▶1 状変義務者間の水債 149 ▶2 第三者からの立替分の求償 150	
6 扶養料債権の履行確保	151
O MARTINE WAS IN HEAVY	-5-
◆第2部 相 続	
¥ 912 — A1 111 402	
第 8 章 「相続」総論 ――――	155
1 相结制度の歴史	
1 相続制度の歴史	155
▶1 相続の意義 155 ▶2 相続制度の歴史 157	
<ul><li>▶2 相続制度の歴史 157</li><li>▶3 第二次世界大戦以前の相続制度 158</li></ul>	
2 相続制度の意義――なぜ相続制度が必	<b>再</b> 办
2 相続 <b>何</b> 及 <b>り</b> 急我	女儿 159
▶2 相続の根拠としての被相続人の意思 169	60
▶3 相続財産を形成する際の貢献の評価(清算	
▶4 残された家族の生活保障(扶養的要素)	
第9章 総 則	164
,	
1 相続の開始	
▶1 相続開始の原因 164	
▶2 相続開始の場所 167	
2 相続回復請求権	
▶1 相続回復請求権の意義 168	
▶2 相続回復請求権の発生と消滅 169	
▶3 相続回復請求権の行使 169	
3 相続財産に関する費用	170
第1()章 相 続 人 ————	172
_ •	
1 同時存在の原則とその例外	

<b>2</b>	相	続人の種類と順位	173
	<b>1</b>	配偶者相続人 173	
	<b>2</b>	血族相続人 173	
3	代	襲相続	175
	1	代襲相続の意義 175	
•	<b>2</b>	代襲原因と代襲相続人の範囲 175	
	<b>3</b>	代襲相続の効果 176	
4	相	続欠格	177
)	1	相続欠格の意義と法的性質 177	
	<b>2</b>	欠格事由 177	
	3	欠格の効果 178	
5	推	定相続人の廃除	179
•	1	推定相続人の廃除の意義 179	
•	<b>2</b>	廃除事由 179	
	3	廃除の手続 179	
	<b>4</b>	家庭裁判所による廃除の判断基準 180	
	<b>5</b>	廃除の効果 180	
	6	廃除の取消し 181	
第	11	章 相続の効力 ————	182
1	包	括承継の原則	182
2	相	続財産の範囲	183
•	<b>1</b>	所有権・占有権 183	
•	<b>2</b>	生命侵害による損害賠償請求権, 慰謝料請求権 183	
	<b>3</b>	契約上の地位 184	
	<b>4</b>	包括承継原則の例外——一身専属権など 187	
3	相	続 分	190
•	1	相続分の意義 (多様な「相続分」) 190	
	<b>2</b>	法定相続分 191	_
	3	指定相続分(相続分の指定) 192	目
	<b>4</b>	具体的相続分 192	次
	<b>5</b>	相続分の譲渡と取戻し 198	xííí

4	共	- 同相続	198
	<b>1</b>	遺産共有 198	
	<b>2</b>	債権・債務の共同相続 199	
	<b>3</b>	相続財産の管理 202	
5	遺	産分割	205
	1	遺産分割の意義 205	
	<b>2</b>	遺産分割の基準 205	
	<b>3</b>	遺産分割の実行 206	
	<b>4</b>	遺産分割の効果 209	
	<b>5</b>	遺産分割後の被認知者の請求 210	
	<b>6</b>	共同相続人間の担保責任 210	
6	相	続回復請求権	211
	1	意義·法的性質 211	
	<b>2</b>	当事者 211	
	<b>3</b>	共同相続人間の適用 212	
		1045 1775 17 45 6 70 14	
	<b>4</b>	相続回復請求権の消滅 213	
	<b>4</b>	相続回復請水権の消滅 213	
		<sup>相続回復請水権の</sup> 作滅 213 <b>2章 相続の承認および放棄</b> ————	215
	12	<b>2</b> 章 相続の承認および放棄 —————	
	12	_	
第 1	12	②章 相続の承認および放棄	215
第 1 2	12相相	2章 相続の承認および放棄	215
第 1 2	12相相	②章 相続の承認および放棄	215
第 1 2	12 相 相 1 • 1	②章 相続の承認および放棄	215
第 1 2	12 相 相 1 2 3	積の承認および放棄   横の承認および放棄の意義   横の承認   216   限定承認   216   法定単純承認   217	215
第 1 2	12 相相 1 • 2 • 3 相	2章 相続の承認および放棄の意義         I続の承認         単純承認       216         限定承認       216         法定単純承認       217         I続の放棄	215
第 1 2	12 相相 1 2 3 相	2章 相続の承認および放棄の意義         場続の承認         単純承認       216         限定承認       216         法定単純承認       217         場続の放棄       4         相続放棄の方式       221	215
第 1 2	12 相相 1 2 3 相	2章 相続の承認および放棄の意義         I続の承認         単純承認       216         限定承認       216         法定単純承認       217         I続の放棄	215
第 1 2	12 相相 1 2 3 相 1 2	2章 相続の承認および放棄の意義         I続の承認および放棄の意義         単純承認       216         限定承認       216         法定単純承認       217         I続の放棄       4         相続放棄の方式       221         相続放棄の効果       221	215 216 221
第 1 2	12 相相 1 2 3 相 1 2	2章 相続の承認および放棄の意義         場続の承認         単純承認       216         限定承認       216         法定単純承認       217         場続の放棄       4         相続放棄の方式       221	215
第 1 2 3 第	12 相相 1 2 3 相 1 2 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	2章 相続の承認および放棄の意義         場場の承認         216         限定承認       216         法定単純承認       217         場局の放棄         相続放棄の方式       221         相続放棄の効果       221         3章 財産分離	215 216 221 223
第 1 2	12 相相 2 3 4 1 2 3 1 1 1	2章 相続の承認および放棄の意義         I続の承認および放棄の意義         単純承認       216         限定承認       216         法定単純承認       217         I続の放棄       4         相続放棄の方式       221         相続放棄の効果       221	215 216 221 223

3	第	2種財産分離	226
第	14	章 相続人の不存在 ————	- 227
		続人の捜索・相続財産の清算の手続	228
		相続財産法人・相続財産管理人 228	
	<b>2</b>	相続人の捜索と相続財産の清算 228	
2	特	別縁故者への財産分与	229
公	15	章 遺 言 ————	224
粐	コノ	早	- 231
1	総	<b>弘</b>	231
		意 義 231	-
		遺言の性質 232	
		遺言事項 232	
		遺言能力 232	
	<b>5</b>	共同遺言の禁止 233	
2	潰	言の方式	234
		総論 234	
		普通方式 234	
		特別方式 238	
3	潰	言の一般的効力	240
		遺言の解釈 240	- ,-
		効力発生時期 240	
		遺言の無効・取消し 241	
	<b>4</b>	遺言の撤回 241	
4	潰	贈	242
	<b>1</b>	· · · ·	, -
	, -	遺贈の当事者 242	
		包括遺贈 243	
		特定遺贈 243	
		条件・期限付き遺贈 245	

目

次

 $\chi \nu$ 

	<b>▶</b> 6	負担付遺贈 246	
	<b>▶</b> 7	「相続させる」旨の遺言(特定財産承継遺言) 247	
	▶8	遺贈の無効・取消し 248	
5	遺	言の執行	249
	<b>1</b>	遺言執行の意義 249	
	<b>2</b>	遺言執行の準備手続 249	
	<b>3</b>	遺言執行者 249	
第	16	<b>)</b> 章 遺留分————————————————————————————————————	- 253
1	遺	留分制度の意義・目的	253
2	遺	留分の帰属とその割合	254
	<b>1</b>	遺留分権利者 254	
	<b>2</b>	遺留分の割合(遺留分率) 254	
3	遺	留分の算定方法	255
	<b>1</b>	遺留分の算定方法 255	
	<b>2</b>	遺留分を算定するための財産の価額の算定方法 255	
	▶3	遺留分を算定するための財産の価額 256	
4	遺	留分侵害額請求権	258
	<b>1</b>	意 義 258	
	<b>&gt;</b> 2	趣 旨——遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権へ 259	
	▶3	遺留分侵害額請求権の法的性質 259	
	<b>4</b>	遺留分侵害額の算定 260	
	<b>&gt;</b> 5	受遺者または受贈者の負担額 261	
5	遺	留分侵害額請求権の消滅	263
6	遺	留分放棄	263
	<b>1</b>	相続開始前の放棄 263	
	<b>&gt;</b> 2	相続開始後の放棄 264	

参考文献ガイド

判例索引

事項索引